

学 則

- 1 研修の目的 専門学校在校生に付加価値として、また、一般で介護職を目指している方に、視覚障害者・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程の資格を取得させる
- 2 研修の名称
 - ・全身性障害者移動介護従業者養成研修
 - ・視覚障害者移動介護従業者養成研修
- 3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修了年限	研修期間	定員(人)	受講料	教材費※	受講対象者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	帯広市	昼間	4 箇月	2 箇月	40	専門学校 学費に含む	2,400 円 (税別)	帯広コア専門学校 在校生
					20	36,000 円程度		十勝支庁管内 一般の方
					15	無料		十勝支庁管内 ハローワーク/ 帯広高等技術学院 委託の職業訓練生
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程	帯広市	昼間	4 箇月	2 箇月	40	専門学校 学費に含む	2,400 円 (税別)	帯広コア専門学校 在校生
					20	36,000 円程度		十勝支庁管内 一般の方
					15	無料		十勝支庁管内 ハローワーク/ 帯広高等技術学院 委託の職業訓練生

※使用教材等により変更有

- 4 受講手続
 - (1) 募集時期 研修開始 1 か月前
 - (2) 受講料納入方法 研修開始後、持参または銀行振り込み
 - (3) 受講料返還方法 本研修分だけの返還というものなし
- 5 研修時間数

全身性障害者移動介護従業者養成研修	16 時間
視覚障害者移動介護従業者養成研修	20 時間
- 6 研修の免除

介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧 1、2 級課程及び旧 3 級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合、次の教科を免除する。

①障害者総合支援制度とサービス	②居宅介護概論
③居宅介護従業者の職業倫理	④障がい者（児）の心理
- 7 主要テキスト ガイドヘルパー養成研修テキスト（中央法規出版）
 - ・視覚障害者移動介護従業者養成研修課程
 - ・全身性移動介護従業者養成研修課程
- 8 修了認定
 - (1) 出欠の確認方法 研修の毎時間ごとに出席をとる
 - (2) 成績の評定方法 出欠状況、授業態度の総合評価による
 - (3) 修了認定の方法 出欠状況、授業態度の総合評価により合格すること
 - (4) 修了証明書（別紙により記載すること）
- 9 退学規定 専門学校学則に従う
- 10 その他

- 注1 「事業所の所在地」は、研修を実施する市町村名を記載すること。
- 2 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
- 3 「修業年限」は、事業者が、規定された修業年限内で定めること。
- 4 「研修期間」は、研修（講義・演習・実習）が開始から終了するまでの標準期間を、年、月、又は日を単位として記載すること。例 1年、3箇月、90日
- 5 「受講料」は、講習料、教材料、実習費など受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。
- 6 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法）を記載すること。